

希望する納付方法を選択してください。

納入通知書払いを希望する

後日介護保険課から送付される納入通知書を指定金融機関等に持参して納付する

浜松市収入証紙を希望する

下記浜松市収入証紙貼付欄に貼り付ける

浜松市収入証紙貼付欄

【事業の種類： _____ 新規・更新・変更 金額： _____ 円】

※誤りを防止するため、サービス種類ごとに（居宅サービスと介護予防サービスについても）用紙を分けること。

○手数料の額

事業の種類	新規申請手数料	更新申請手数料	変更申請手数料
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	1サービスにつき 20,000円	1サービスにつき 10,000円	—
地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)	—	—	—
居宅介護支援	20,000円	10,000円	—
介護予防支援	20,000円	10,000円	—
介護老人福祉施設	30,000円	15,000円	—
介護老人保健施設、介護医療院	63,000円	20,000円	33,000円
介護療養型医療施設	—	15,000円	—
介護予防サービス (介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 15,000円	1サービスにつき 8,000円	—
地域密着型介護予防サービス (介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)	—	—	—
第一号事業 (介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス)	—	—	—
第一号事業 (生活支援訪問サービス)	1サービスにつき 8,000円	1サービスにつき 4,000円	—

※収入印紙ではなく、浜松市収入証紙を貼付すること。

※誤って規定されている手数料額を超えた浜松市収入証紙を貼付した場合であっても返却できないため、注意すること。